

第6回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成17年4月12日（火）午後2時～午後4時

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

副議長 井手雅春（株式会社朝日新聞大阪本社社会部次長）

片山善博（鳥取県知事）

清原慶子（三鷹市長）

高木 剛（UIゼンセン同盟会長）

ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）

土屋美明（社団法人共同通信社論説副委員長兼編集委員）

中川英彦（京都大学法学部教授）

議長 宮本一子（社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所所長、川村学園女子大学教授）

毛利甚八（作家）

（日弁連）

会長 梶谷 剛

副会長 柳瀬康治

事務総長 山岸憲司

事務次長 藤井 篤 山本眞弓

広報室室長 生田康介

（説明者）

弁護士任官等推進センター 副委員長 中村雅人

以上 敬称略

議 事 内 容

1. 開会

（宮本議長）

皆様、お忙しい中をお越しいただきましてありがとうございます。本日は、長谷川委員と吉永委員が残念ながら所要のためにご欠席です。それでは、第6回市民会議を開催させていただきま

す。まず、梶谷剛日弁連会長からご挨拶をいただきます。

2. 梶谷剛日弁連会長挨拶

(梶谷会長)

市民会議の委員の皆様、本日もお忙しいところご出席いただきまして、本当にありがとうございます。4月に入りまして執行部の多くが交代をいたしました。会長、事務総長は2年任期でございますが、副会長は1年です。たった1年で何ができるのか、そんなに目まぐるしく代わるのはおかしいのではないかというお叱りを受けるのではないか、もっとじっくり腰を落ち着けて仕事をすべきではないかという市民会議意見書が出てくるのではないかという気がしないではありません。しかし、皆自分の事務所を抱えながら90%以上も会務に邁進しているという事情がございます。1年任期ということをお許しいただきたいと思っております。実は私は2年ということで、事務所に戻れるかどうか戦々恐々としているような状態でございますが、特に最近、ご承知のように会社法改正も控えておりますし、その他いろいろな法律が改正をされます。そういう中で弁護士は、1つひとつの法律の改正点を十分頭に入れて、実務を行っていかねばならないという基本的な責務があるわけがございます。そういった意味で、日弁連にずっとおりますと、問題点やどこが変わったということはわかるんですけども、実務家として元に戻れるかということ、そう簡単ではないということがたくさんございます。

本年はもう何回も申し上げていますように、司法改革の実行の時代でございます。私は、実行の時代は地域の時代であるということを常にずっと申し上げております。例えば日本司法支援センター、これはまさに地域の法律相談、法律的な支援ということが基本でございます。そのことを通じて日本の社会の有り様を変える最も重要な課題であると思っております。これは言うまでもなく、弁護士だけでできるものではございません。地域住民、地域の自治体の皆様方をはじめとする方々のお力なくして、絶対に実現ができない制度でございます。今申しましたように、なかんずく地方自治体のご尽力が最も必要であると思っております。片山委員にはいつも積極的にご声援をいただいております、本当に感謝に堪えません。先日、「司法支援センターフォーラム」を東京でやりました。そのとき片山委員がどうしてもご都合が悪いということで、ビデオでメッセージをいただき、本当にありがとうございました。大写しで、みんな感銘を受けながら拝聴させていただきました。

また、そのときに若干の意見がありましたが、日本司法支援センターというのは、何という名前であるかと。こんな堅い名前で本当に司法が市民の人たちにとって身近で信頼されるものになるだろうか、もっといい名前を付けるべきではないかというご意見もございました。全くその通りだと思います。この市民会議の委員の皆様、いい名前を付けていただければ大変ありがたいと思います。前に、JR東日本では「E電」なんていう名前を付けましたが、どうもあれはよくなくてあっという間に消えてしまったということもありました。やはりいい名前を付けて、みんなが行ってみようというような、自然に話題になるようなものにしなければと思っています。

また、裁判員制度もあと4年後でございます。最も重要な課題の1つでもあります。これを本

当に実効性あるものとするためには、市民の方たち、裁判員になられる方たちが理解をした上で進んで裁判員になろうという、そういった雰囲気をつくらなければならないと思います。そのためには、やさしい言葉を使うということが基本であろうと思いますし、また刑事裁判手続につきましても、できるだけやさしい、だれにもわかる形でスーッと入っていくことが求められていると思います。私ども法律専門家として慣れ親しんできた用語とかシステムというものを一遍捨てて、新しく考えなければならない時代に入ったということをしみじみ感じておるところでございます。

本日は3つの議題をご審議いただくことになっております。今までの継続議題もございますけれども、議題3の弁護士任官の推進について、これは私どもとしても最も頭の痛い問題でございます。年に30人はぜひとも弁護士から裁判官に任官して、市民の目線で裁判できる裁判官がどんどんふえていく、ふやしていくということが理想であったわけですが、率直に言って今年は4人か5人という状況で、大変苦慮をしております。この司法改革の中で、例えば法科大学院の教官等に大体600名以上の弁護士が就任しています。今まで弁護士会活動を中心的にやってきた人たちが法科大学に行かれてしまう。そのために司法研修所の教官希望者が少なくなっているということがございます。それから任官者も少ない。もう1つは、日本司法支援センターのスタッフ弁護士をきちっと各地域に配置しなければ、制度自体成り立っていかないという問題があるわけでございます。そういった問題について、委員の皆様いろいろなお知恵を拝借させていただきたいと存じます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

3. 柳瀬康治日弁連副会長挨拶

(宮本議長)

ありがとうございます。では次に、今年度から新しく日弁連の副会長に就任されました柳瀬康治氏から、ご挨拶をお願いします。

(柳瀬副会長)

柳瀬康治でございます。本年度副会長としてこの会議を担当させていただきます。本日の議題にもありますが、様々な議題を扱ってご意見をいただきまして日弁連としてもお礼を申し上げたいと思います。私東弁の会長を兼ねておるものですから、きょうの第1議題の苦情処理の窓口については非常に大変な悩みを持っております。年々件数がふえています。それで東弁の場合はちょっと簡単にご紹介申し上げますと、今まで80名の弁護士の相談員を平日は1時から3時まで割り当てていたのですが、相談の件数がふえるに従って、本年度から80名を一挙に150名にふやして対応していくというような態勢を組んで対処しておりますが、その150名を確保するのは実は大変なことでございまして、ある程度信用のおける弁護士でなければならないということで、役職経験者とか教官経験者、ある程度年長者とかバランスを取って選んでいるというのが実情でございまして、本日も前回の議事録を読ませていただきましたけれども、この問題は我々が市民に広く窓口を開けていく、そして市民から私どもにアクセスする上で、弁護士の対応そのものがネックになっていないかということについて知る上で市民窓口の体制を整備していくこと

は重要な問題であると思いますので、それぞれの単位会が真剣に取り組んでいるということでございます。引き続きこうしたことにつき皆様のご意見をぜひ拝聴して会務に活かしたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。

4. 議事

(1) 議事録署名人の決定

(宮本議長)

ありがとうございました。それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を決めたいと思います。順番からいきますと、片山委員と高木委員ということになりますが、よろしゅうございませうでしょうか。

(了承)

(宮本議長)

では、よろしく願いいたします。

(2) 議題1 依頼者からの苦情処理システムについて

(宮本議長)

それでは本日の審議に入ります。本日の3つの議題は、あらかじめ井手副議長と事務局と相談いたしました。第1に、この間から議論をしてきました「依頼者からの苦情処理システムについて」をさらに議論を深めるために本日も取り上げることにいたします。第2は、「法廷での被告人の地位に関する要望書(案)について」、第3として、先ほど会長からご紹介ありましたように、「弁護士任官制度の現況とその推進策について」を議論したいと思います。

まず、この3つで本日は進めさせていただきますので、また十分な議論ができないおそれもありますけれども、なるべく速やかにやっていきたいと思っております。まず、第1の議論については、井手副議長にお願いしたいと思っております。

(井手副議長)

それでは第1の議題については、宮本議長がご提案者であったこともあり、私のほうで議事の進行をさせていただきます。前回、苦情処理だけでなく綱紀・懲戒制度に至るまで様々な議論をいたしました。最初に、各弁護士会におけるそうした市民窓口の状況、苦情処理相談の状況等について、概括的な説明を少しいただきたいと思っております。藤井篤日弁連事務次長に、この点についてお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(藤井事務次長)

藤井でございます。50-3という資料をご覧いただきたいと思うんですが、これは前回、1月から8月までの統計資料をお出ししたのですが、昨年の1月から12月までの市民相談窓口の受付件数の一覧表が出ております。これは各弁護士会から報告を受けたものですが、昨年の1月から新しい統計制度で各弁護士会で受けた苦情の仕分け、これはここに何種類かでございますけれども、終結結果への不満であるとか、処理の仕方への不満であるとか、処理の遅滞の問

題、対応・態度等、報酬、預かり金処理等、この文面を全国の弁護士会で統一した基準に基づいて、各弁護士会の所属弁護士に対する苦情を、すべて市民窓口を設置して処理をするということで、昨年の1月から本格的に始まりまして、その集計結果が出たものです。

これをご覧いただきますとわかりますように、全体で8200件ほどの苦情です。前回差し上げた資料の中にあっただかと思えますけれども、前年度6千数百件であったわけですが、市民苦情窓口についての受付の制度が整備される中で、件数そのものもかなりふえているという状況にあると思います。前回は結局弁護士のハウレンソウの問題ではないかと中川委員から言われましたけれども、この中身を見てみると、まさにそういう部分が大変多いなという感じはいたします。それぞれの項目に分けてみますと、予想外だったんですけれども、依頼者からの苦情が、2枚目ご覧いただきますとわかりますように、全体で全国3631件、相手方からの苦情1940件、その他793件。全体としては相手方からはかなりの苦情が来ると私のほうの認識としてはあったんですけれども、依頼者からの苦情がこんなにふえているのかというのが、正直なところちょっとびっくりしたところがございます。これはある意味では、弁護士に対する苦情が、以前に比べると非常に言いやすい条件ができてきたのかなという感じがいたします。弁護士に苦情を言うと、その弁護士が事件をちゃんとやってくれなくなってしまうということで、なかなかその弁護士に対する苦情は言いにくいという状況があるというふうに考えられてきましたし、そういう例もたくさん出ておりますけれども、これを見ると比較的弁護士会にそういう苦情を言いやすい条件ができてきているという気がします。

それで、各弁護士会の統計数字をご覧いただきますと、東京、大阪が極めて多くて、小さい会ですと年間10件足らずという会もあります。これは弁護士の数ももちろんございますけれども、弁護士の数からいっても少ないところもございまして、また、特に地方会などにいきますと、そう弁護士がたくさんいるわけでもないのに、その弁護士についての苦情を言ったとき、別の弁護士に頼めるのかという心配もされる方がいるのかなという感じがしております。全体の数字の状況は、前回ここにお出しした資料の年間12か月分だということでご理解いただきたいと思います。

それから、市民窓口がどういう形で運用されているかということで、これが資料の57、58でございます。各弁護士会でホームページを立ち上げております。そのホームページの中で市民窓口、それから弁護士に対する懲戒の制度などを取り上げているわけですが、資料57は日弁連のホームページから取っています。市民窓口は基本的に弁護士の所属する弁護士会に言っていただくという形になっておりますので、日弁連は市民窓口という制度がありますということと、各弁護士会の一覧表、ここをクリックしていただきますと各弁護士が出てまいりますので、それぞれの所属する弁護士会のほうに苦情相談をしてくださいというご案内です。懲戒制度につきましてはかなり長文の、中身はそれなりにしっかりしたものですけれども、ちょっと一般の方が見ると、なかなかわかりにくいのかなと、私も読んで思いますけれども、かなり詳細な懲戒制度についてのご説明をしております。手続については、どういうふうにしたらいいかということを含めて、その手続がどういう手続につながっていくかということで、またクリックをしていただ

きますとそちらのほうに移っていくという形で、弁護士に対する懲戒の制度、日弁連に対しては異議の申出対象になるわけですが、そういう制度がありますということを、これはかなり丁寧に説明したものになっております。

苦情については、資料の58が各弁護士会の資料ということで2つサンプルを入れましたけれど、最初の2枚が東京弁護士会のホームページから取ったものです。それからあとの2枚が第二東京弁護士会のホームページから取ったものです。この東京弁護士会のほうをご覧くださいますと、「東京弁護士会に所属している弁護士に対する苦情があるのですが」ということに対して、こういう相談の制度がありますということでご案内がされております。それから、弁護士会へのご質問ということで、「弁護士費用が妥当かどうか知りたいのですが」という質問については、率直に弁護士に聞いてくださいと。これは昨年4月から弁護士報酬については、弁護士会が金額を示していた制度が昨年3月いっぱいできなくなりまして、すべて昨年4月以降は個別に契約をしようという締結をして、その中で弁護士の報酬についても示さなければならぬという形になっております。それがありますので、基本的には各弁護士との契約書の中で、自分の報酬がどうなるかということの説明を十分してもらうということになるわけですが、そういったことについての幾つかの説明についてのホームページ上の掲載がございます。

実際にはその中身が、これだけではわからないものですから、先ほど柳瀬日弁連副会長からお話がありましたように、実際に東弁の市民窓口などの状況を聞いても、苦情というものももちろんありますけれども、こういった中身についての問い合わせが相当の件数あると聞いております。ですから市民窓口というのは苦情相談の窓口であるだけではなくて、こういった弁護士についてのいろいろなご質問をお受けして、お答えできるものについてお答えする、アドバイスをしていくという制度になっています。

先ほどの件数は、苦情の件数だけを取り出したものですので、柳瀬副会長もお話しされていましたが、年間1500件というのは、これはその中でピックアップして弁護士個人に対する苦情に関するものがこれだけあったということで、実際の電話はこれをはるかに超えるのではないかと思います。

それから第二東京弁護士会のほうは、弁護士についての全体の様々な質問についてお答えするというのをホームページ上でやっております、3枚目は、「弁護士にも悪いことをする人がいますが、どのような処罰を受けるのですか」ということで、刑事罰、それから懲戒処分そういったものがありますということの説明。それから「弁護士をやめさせるためにはどうしたらいいんですか」と。やめさせるというのも2つ意味があって、弁護士であることそれ自体資格をはく奪するということと、自分の事件をやめてもらいたいというのが2つあるということで、そういったご説明をしています。これはホームページ上でご説明をして、実際には電話でかかってくるのがありまして、第二東京弁護士会の場合には、基本的にはまず事務局が出ていくんです。それを弁護士につないでいくと、その場で必要なものについては役員につなげる。それから苦情相談窓口、面接の日を週3日ほど設けておりますので、予約をしてそこに来ていただいて話を伺うということになっています。

それで、前回は弁護士の懲戒制度についてはご説明申し上げたのですが、資料59で弁護士会の懲戒制度、これは日弁連についても同じであると思いますが、どういう人たちがしているのかということについて、それを表にしたものですが、綱紀委員会・懲戒委員会というのは従来からある委員会です。これに日弁連綱紀審査会という制度をもう1つつくりました。昨年4月から動き始めているんですけども、委員はすべて弁護士でない方、法曹関係者、裁判官、検察官も1人も入らない、それ以外の方に入ってくださいということでもあります。個人のお名前まで出すとちょっと支障があるということで、お名前は控えさせていただきますけれども、例えば慶応大学の現在の医学部長の先生ほか、大変お忙しい方含めてやっていただいております。昨年は大変件数が多ございまして、月30件ぐらいに達したこともありますけれども、毎回非常に熱心に論議し、しかも昨年4月の段階では、全く失礼ない方ですけども、法律に素人の方々ばかりですので、その妥当性の判断、議決、結論について出すにしても、議決書をお書きいただくのはかなり大変だろうと考えて、簡易な議決書も実は用意いたしました。ところが最近見てみると、ほとんど簡易な議決書を使うことなく、委員の先生方、審査の先生がそれぞれいるわけですけども、ご自分で起案していただいて、この案件についてはこういうふうにと考えるということを書面にしてお作りいただいて、それを全体で議論して決めていく。中身については前回申し上げたように、200件あまりの審査の要請に対して、1件だけ弁護士が相手方、本人に対していわば暴言を吐いたという事案で、これは日弁連の綱紀委員会も、不適切な部分もあるけれども、懲戒までには至らないのではないかと結論を出したんですけども、これは懲戒意見、審査をして懲戒が相当であるというものが1件ございまして。それ以外は、日弁連綱紀委員会、あるいは各弁護士会の綱紀委員会の結論を結論としては受けておりますけれども、中身についてご指摘をされている部分もございまして、そういう意味では大変熱心に審査していただいていると考えています。

日弁連の綱紀審査会は、弁護士、裁判官、検察官が1人も入りませんが、2枚目ご覧いただきますと、日弁連の綱紀委員会、懲戒委員会の委員構成はこういうふうになっています。綱紀委員会は昨年4月から総勢30名ですけども、2つの部会に分かれておりまして、15名ずつの部会になっています。それぞれに裁判官と検察官がお一人ずつ入っていただいております。裁判官は東京高裁、検察官は最高検から毎回出席していただいております。それから、学識経験者ということで大学の教授と毎日新聞の社会部長の方ですけども、それぞれ部会の担当をお願いしてやっております。ですから1つの部会で15名、そのうち3名は裁判官と検察官と学識経験者が1人ずつという構成になっています。

それから日弁連の懲戒委員会は、ここに書きましたように弁護士が8名、それから裁判官と検察官それぞれ2名ずつ、それから学識経験者が3名入っておりまして、委員構成としては弁護士8名に対して弁護士以外の委員の方が7名おります。各弁護士会も懲戒委員会は7名のところ、9名のところ、15名のところ、弁護士会の規模によって違いますけれども、すべての懲戒委員会は委員は弁護士が1名多い構成になっています。

綱紀委員会は、外部委員になりましたけれども、裁判官、検察官、学識経験者が大体8名ない

し3名で、弁護士である委員は東京弁護士会は80名ぐらいになっていると思いますけれども、小さい会は4名ぐらい、かなり弁護士会の規模によって違います。それで、外部委員の方には審査の議論を中心に参加していただいております。実際に起案するのは弁護士ですが、相当にこれも大変です。そういうことで件数の多いところは弁護士である委員の数が多いですけれども、必ず検察官、裁判官、学識経験者が1名以上入るということで審査をしているということです。

この弁護士会が、前回の議論がありましたけれども、弁護士がちゃんと仕事をしたのか、しなかったのか、非行があったのか、なかったのかということ審査するのに、弁護士が多数のところできちっと審査できるのかということが、司法制度改革審議会の中でも若干議論されました、規制改革会議などからもご指摘の中でもありました。世界的に見ますと、弁護士に対する懲戒制度というものを弁護士会が行っているところもありますけれども、多くは裁判所が行っております。ただし、その裁判所も通常の裁判所が行っているというところは非常に少なく、大体特別裁判所という形式をとっております。私も調べた限りですけれども、先進国の中ではドイツの上級審の弁護士の懲戒裁判所については、弁護士である委員よりもそうでない裁判官のほうが多いんですけれども、それ以外のところでは、弁護士である裁判官のほうが多いという制度になっております。これはなぜかといいますと、特に弁護士が国賠訴訟、あるいは刑事事件での弁護人、いわば国と対峙して弁護活動を行うという場面が相当ございまして、けしからん弁護士であるということで、いわば行政府が懲戒をするということになりますと、そこについて人権活動を活発にやればやるほど懲戒処分もふえやすくなるといった歴史がございまして、そういった経験から弁護士に対する懲戒の裁判所、あるいは弁護士会の懲戒の制度でも外部委員を入れるという形が圧倒的に多いですけれども、多くは弁護士が占めるという形で各国とも導入されているということであろうかと思えます。

今朝の日経新聞にも出ておりましたけれども、これは公認会計士ですけれども、この懲戒についても、外部委員を入れて日本公認会計士協会の会長から独立の組織をつくって、そこできちっと懲戒の判断ができるようにということを日本公認会計士協会に取り入れるということがございます。この司法制度改革の中、いわゆる士業、税理士、司法書士そういった団体も大体こういう方向で、会での懲戒処分制度というのは既にあるわけですけれども、会長から独立した機関で懲戒をするという制度がかなり整備されつつあるという状況ではないかと思えます。

それと1点、苦情処理システムということで前回もちょっと申し上げたのですが、アメリカなどでは、弁護士に対する苦情の中から、いわば検察官役の方が、この中で弁護士の非行があるのではないかと考えてそれを取り上げて、訴追する制度をとっております。日本の場合にはそういう制度をとっておりません、すべての方が弁護士の懲戒の請求ができるという、これは世界的に見るとちょっと珍しい制度なんですけれども、そういう制度でございます。ですから、苦情を言うよりも懲戒請求を先にするという方もおられます。昨年で1100件ほどの懲戒請求がされましたけれども、懲戒の、請求の件数としては、人数比2万人強でするので多いのではないかと考えております。実際に懲戒処分されたのは50名程度で、昨年はここ3年間ぐらいが一番懲戒処分になった人の数が少なかったんですけれども、弁護士人口の割合でいいますと、前回もちょっ

と申し上げましたが、ほぼアメリカと同じで1000人で3人程度ということで、一定の機能を果たしているのではないかと考えています。

昨年度の弁護士白書は昨年の秋に発行したのですが、今年度の弁護士白書は7月に出す予定にしております。の中で懲戒制度が昨年の4月に大きく変わりました。苦情処理制度といいましようか、市民窓口の制度もかなり整備されたということで、その中身を整理・分析して特集として載せる予定で、実は私が執筆する予定で今懲戒事例を読み込んでいたのですが、こんなひどい弁護士がいるのかなと思うのと、実は弁護士が例えば電車の中でわいせつ行為をしたということが若干散見されたり、弁護士の業務でない非行、そういうものが相当あります。

それから、弁護士の倫理といっても、もともとお金を横領するというか、ある意味で業務の範囲を超えておりました、明白な犯罪行為でございますが、そういったものも一定数ございます。ただ、特に共同相続人の関係の問題であるとか、企業買収についてもございましたけれども、弁護士がどこまでやっていいのかということが非常に問われる場面が、以前に比べると多くなってきています。そういうところで弁護士の倫理、これは弁護士としてやっていけないことだと、特に利益相反に関する、双方の利害が対立する場面で双方代理になるというのは禁止されているんですけど、そういうところで問題になる例がかなり出てきておりました、そこは時代の趨勢の中で必然的にふえていく問題かと思えます。そこらについての弁護士会としてきちんと基準を立てる、あるいはそういう教育をしていく機会を整備する必要があるかと思えます。苦情から懲戒までちょっと広い領域で、若干抽象的になりましたが、以上です。

(井手副議長)

ありがとうございました。非常に幅広くご説明いただいたのでございますけれども、1つに、今回ご提供いただいた新しい資料の中を見ますと、市民窓口の受付の状況は、やはり相当ばらつきがございます。おそらく少ないところは、確かにいい対応をなさっておられるのかもしれないですけども、逆にこういうところを見ますと、一体どこまでこの窓口の存在が依頼者に知られているのかという疑問も生じるところです。

おそらく市民窓口の役割というのは、企業の広報部でありますとか、あるいは役所の広報課、広聴課等のような役割でございますけれども、こうした周知の状況については、今回2つ、東京弁護士会と第二東京弁護士会の資料をいただいておりますけれども、各単位会でどのような周知の仕方をしているかというのは、日弁連のほうでは把握しておられるのでしょうか。

(藤井事務次長)

各弁護士会でも市民窓口、それから紛議調停という制度がございますので、それに関する全国協議会というのをこのところ毎年開催しております。そこに各弁護士会の苦情相談窓口の状況についての報告をまとめていただきまして、前回お配りした資料はそれについてかなり整理をしたものでありますけれども、そこでそれぞれの弁護士会の市民窓口が、どういうふうに通じているかという報告の中身がある程度出ております。ただ、運用もご覧いただいて覚えていらっしゃるかどうか、各弁護士会によって相当違っておりました、常設的にご相談を受ける体制をとっているところもあれば、一応窓口は設けているけれども年に何件しかないところもございます。

来たときにたまたま役員がいれば役員が対応するし、事務局が聞いて後で役員から連絡させるといような、そういう意味では対応についての各弁護士会の差というのは、まだまだかなり大きいというのが実情だろうと思います。

(井手副議長)

各委員の皆様方、先ほどの説明あるいは前回までの議論を含めて、ご質問、ご意見等がございましたら、出していただければと思います。

(宮本議長)

1点いいですか。東弁の2ページ目の弁護士会へのご質問というところで、アンサーの8番なんですが、もちろん報酬については直接弁護士に説明を求めてください、求められますよというのでもいいのですが、一般のクライアントにすれば、それはやはり直接言いにくいから第三者的に判断してほしいという意味もあって問い合わせをするのであって、こういう回答はなんか不親切だなと思いますし、これでは問い合わせの意味がないのではないかということが1点。

それからもう1つ、やっぱりこういう懲戒までいなくても、こういう問い合わせとか、クレームを受け付けておりますよということをクライアントにお知らせしてらっしゃるのかどうかですね。例えば商品はすべて問い合わせの電話番号が入っています。それはみんなに知らせなければ、いくらいい制度でも意味がないと思うんですけれども、今井手副議長がおっしゃったのはどういうふうに応報してらっしゃるのかということなんです。クライアントが知っているかどうかということと、それをどのようにフィードバックしていらっしゃるか。クレームの内容を弁護士さんにフィードバックして、相談者はこういうことを望んでいる、こういうクレームが来ている、それをどういうふうに応用に使っていらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

(藤井事務次長)

このQ8、これは多分東京弁護士会もずいぶん苦勞されているといいですか、とても不親切だと多分思われたと思うのですが、この前は去年の3月までは、弁護士会の報酬基準というのがございまして金額が決まっておりました。例えば1000万円の請求する場合に訴訟手続で着手金が50万円ぐらい、報酬金が100万円ぐらいが標準報酬でございました。それは事件によってまた金額が違うんですけれども、その中で上限下限30%ぐらい幅がございまして、その中で協議をして、それを目安にして報酬を決めてくださいということが言えたのですが、これが独禁法に反するといいますが、そういう制度そのものが好ましくない、つまり高止まりさせる制度ではないか、弁護士報酬を高止まりさせるために機能しているのではないかとということで、これがほかの士業団体もそうなんです、すべて廃止されまして、そういう規程がなくなっちゃいました。ですから極端なことを言いますと、1000万円の裁判を起こすにも、ちょっと極端な言い方をしますと、500万取ってもいいし、5万円でもいいということになりましたので、人によって弁護士の報酬が制度上は全く変わってきています。

それで、大変に弁護士の報酬がわかりにくいということがございまして、日弁連で一昨年に調査をして、今年もまた調査をする予定なんです、全国の弁護士に対して、大体こういう事件だったら着手金、報酬いくら取っていますかというアンケートをとって、それをまとめたパンフレ

ットを作成しましたが、その新しいものを今やろうとしております。そういったものを参考に載せればいいのかという感じはするんですが、しかし、ではこれが標準なんですかと言われると、ちょっとそういうふうにも言えない。それを示すこと自体を公取ともずいぶんやりとりしたのですが、非常に消極的なんですね。それが何らかのオーソライズされた公的なものだということになると、それは独禁法上価格協定ではないんですけれども、それに近い効果を発揮してしまうので好ましくないということもあるので、そういうことを調査しながらも、このホームページ上でどういうふうにご説明していいのか非常に難しい。一人ひとり違うのでそういう形になっています。

ただ、実際には、電話等でこういうやりとりをやっているのですが、私も受けたこと何回もあります。その弁護士によって違いますので、一概に言えません。これくらい請求されているのですが、どうでしょうかというようなお話があったときには、私個人としては弁護士ごとの事情がありますから言いませんけれども、そこまではいかないでしょうねとかという程度のご説明はしながら、もう少し話してみられたらどうですかというようなことにならざるを得ないというような対応ですね。

次に2番目のご質問でございますが、確かにようやくホームページが開設されて、それからパンフレットなどをつくっているところもございます。弁護士会の紹介のパンフレットの中にそういったことの相談があれば、こちらにお寄せくださいというふうにつくっている弁護士会もございまして、ある程度は広報活動をやられております。全体として広報活動が足りないじゃないかというのは、全くそのとおりだと思います。ホームページ上の記載なども、もう少し充実させなければいけないということで、こういった機会にご意見いただいて、それを各弁護士会にぜひ反映させたいと思います。

それから、苦情のフィードバックですけれども、これはいろんな機会に研修会などでも、そういうことを講師から倫理研修などにお話しすることはあるんですけれども、ただ個別の案件で、基本的には苦情を言ってこられた方は、これを本人に伝えてくださいというときにはお伝えするというケースが、大体各弁護士会に聞いても多いようです。そうしませんと、私が苦情を言ったことについては、その弁護士さんに絶対内緒にしてくださいという方も結構いらっしゃるんです。そういう関係でストレートにその方の苦情を弁護士に伝えられないというケースも相当ありますので、ただ、その苦情の中で出てきた様々な問題がございますけれども、それは弁護士全体にとってみると、襟を正すべきところがたくさんございますので、それを全国協議会をやったり、いろんな機会に、こういう苦情があつてこれはやっぱり対応しなければいけないのではないかと、弁護士が全体としてそれに対応する体制をとらなければいけないのではないかとというような形で議論させてもらっているというところです。

(梶谷会長)

この報酬の問題は本当に難しい問題で、私ももう何回となく、顔が広いからこの人知っていますかというところから始まって、こういう事件でこのぐらいの報酬なのに高いと思いませんか、先生だったらどのぐらいがいいですかという相談が来ますが、これ一番厄介なんですね。という

のは、事件は1つひとつ違ってきますし、非常に難しい、しかも時間をかけてようやく勝ち取ったというようなときもありますし、簡単に内容証明で交渉してというのがありますし、私どもでなかなか言えないものですから、だからこそ今まで報酬の基準をつくっていたわけです。それが公取から言うと独禁法違反の疑いがあるということで、これはもう十数年来そんなことはないということやってきたのですが、おっしゃるように適切なものが言えればよろしいんですけども、なかなか難しいところがある。しかし、自ずから常識的にこの範囲というものはあるであろうということで、お話しいただくしかないということに、今のところならざるを得ないということで、何かいい知恵があったらぜひお知らせいただきたいとも思いますが、非常に難しい問題だと思います。

それから報酬基準を撤廃したことによって、例えば報酬によるあまり過大な報酬を取った場合、そこでトラブルがあった場合に懲戒事例になるというときに、一体懲戒委員会としては、何を基準としてそれを決められるのかという基本的な問題もございまして、私どもとしては率直に言うと、1つの基準というものがあっていいのではないかとってはおりますが、いずれにしてもそれがなくなったわけですので、大きなゾーンでもってこの範囲でということしか今のところ言えないというところでございます。

(井手副議長)

今ほど、自ずと常識の範囲内というお話がございましたけれども、一般の人にとってみれば、その常識の範囲内すらどのようなものかがわからないんですね。ですから、そういったときに、どこに聞きに行ったらいいのかというのがまず情報としてないのですかというのが、宮本議長の問題意識であろうかと思えます。ですから、こうした市民窓口が本当に弁護士に依頼する方すべてに周知されているような状況にあるのか否か、その点ちょっと疑問を感じたところです。

(梶谷会長)

おっしゃるとおり、それは我々これからいろんな点で広報をするということが基本だろうと思えます。市民に身近で信頼され、役に立つ弁護士をつくるというのが、司法改革の大きな目標でございますので、その意味ではまず理解をしていただくということから出発するわけでございますが、それは基本的に重要な問題として、さらに積極的にやっていきたいと思えます。

(高木委員)

ちょっと教えていただきたいのですが、資料57の9ページに、綱紀審査を申し出ることができる方ということで、綱紀審査を申し出ることができるのは、異議の申出(弁護士の懲戒委員会の審査に付された事案および相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについての異議の申出を除きます。)と書いてあるんですが、これは、懲戒委員会に付されて懲戒委員会の決定を受けたその内容に異議があったときに、綱紀審査は受け付けられないということですか。

(藤井事務次長)

はい、これはルートが変わってきます。一回懲戒委員会に行きますと、綱紀審査の申出ではなくて、異議の申出という形になります。異議の申出制度がないのではなくて、綱紀審査というのは、その綱紀委員会ルートで来ているもので、まだ懲戒相当という判断が出ていないものです。

一旦、懲戒委員会の審査相当という判断が出たものは、懲戒委員会の審査に回ります。

(高木委員)

ということは、懲戒委員会の審査を経て、懲戒委員会が決定をして、それにはもちろん異議申立て、司法的な裁判所等を使うような手続の流れがあるにしても、懲戒委員会にかかった人は懲戒委員会ももうそこで終審ですと。いわゆるこういう市民参加型の手続はその後には関与しませんと、関わられませんという意味ですね。

(藤井事務次長)

ここで言っているのはそうではなくて、綱紀審査というのは懲戒委員会に行っていない案件についての審査の制度ということです。各弁護士会で懲戒した場合、懲戒委員会にかかって懲戒しない場合、懲戒したけど軽い場合がございます。それは日弁連の懲戒委員会に異議申出という形で、いわば審査請求ができるんです。ただ、どちらの制度も弁護士の懲戒制度ですので、裁判所に弁護士の決定を覆すように、懲戒請求した人から求めることはできません。

(高木委員)

例えば退会の処分などを受けた方が、それはもう裁判所に行くチャンネルはあるんですよ。要するに懲戒委員会の権能には、こういう市民代表的なものの審査は関わらせないという仕組みなんですか。

(藤井事務次長)

懲戒委員会は先ほど申し上げたように、7人は弁護士でない、8人は弁護士ですけれども、日弁連の懲戒委員会がした決定をもっと重くしろと、あるいは懲戒しないという場合も中にはございます。それを懲戒しろということを求める制度というのはない。そういう意味では最終審になるのです。だから懲戒をそこでされますと、懲戒を受けた弁護士は、東京高等裁判所に懲戒処分を裁判所として取り消せという、懲戒処分は行政処分と位置づけられておりますから、行政処分の取り消しを求める裁判というのできるんですね。ただし、その行政処分をしろということを裁判所に求めるのは義務づけ訴訟ですね。そういう裁判制度はないということなんです。

(高木委員)

要は綱紀委員会というのは、いわゆる本当に争う中身になっているのかどうか、懲戒委員会へ上げるかどうかということを審査される場所で、そこが上げなかったということについて、いろいろこの綱紀審査会が関与ができると。けれど懲戒委員会に上がったものについては、懲戒委員会の審査の内容に不服があった場合、日弁連の下した判断についてもおかしいのではないかと思うような人には、その次の手段はもうないわけですね。

(藤井事務次長)

そうです。

(梶谷会長)

そういう意味で先ほど来申し上げておりますように、15人のうち7名は一般の方、弁護士外の方というようなことになっております。これはちょっと余談ですけども、15名のうち8名が弁護士で過半数を占めることについて。むしろ逆でもいいのではないかという声もあります。

1人でも説得できれば懲戒にならないわけですから、そのぐらいしたほうが市民の信頼を得られるのではないかという考え方があります。しかしこれに関しましては、やはり自治権を持っているのは弁護士会であると。自治権の制度的保障としては過半数は持っていなければいけないという意見が極めて強いわけですね。ここは非常に微妙なところで、しかし、いろんな歴史を経て8対7まで来ているということをひとつご理解いただきたいと思います。

(高木委員)

司法制度改革審議会の議論でも、要するにご同業の方が同業者を裁くというところのいわば甘さといいますか、ある意味では切なさといいますか、その両面あるんだろうと思いますけれど、それに対しての国民の見る目みたいな議論がいろいろあると思うんですが、今会長おっしゃったように、弁護士自治との関係からというご説明がございましたけれど、今の7人、8人の体制で本当にチェックの目が入るのかというのは、やっぱり議論としては残るんだろうと思います。

(梶谷会長)

ただ、今までの懲戒委員会の結論に関しましては、懲戒委員の弁護士外の委員の方に私はお聞きしました。ほとんど異口同音に、むしろ弁護士の委員のほうが厳しいという言い方をされる方が多い、あるいはリップサービスも入るのかもしれませんが、そういうことで、まさにこの弁護士外の委員の方が弁護士会は甘いと、我々はこう言ったんだけれども、押し返されてしまったという声が相当出るということになれば、これはもう制度的に成り立ちません。そのときにはきちっと変えなければいけないなと思いますが、今のところそういう声はほとんどないと言っていいのではないかと考えております。

(高木委員)

先ほどの藤井さんのご説明だと、綱紀審査会上がってくるのはかなり多いという件数なのでしょうかね。

(藤井事務次長)

そうですね。去年の4月以降の制度ですので、そこから始まって日弁連の綱紀委員会が、懲戒委員会の審査に付さないとしたもので上がってきますので、実質半年強、7か月分ぐらいで230件ぐらいです。

(高木委員)

かなり多いでしょう。

(梶谷会長)

多いですし、ただ、例えば私が日弁連会長になって懲戒が11件ございます。これは例えば綱紀委員になった人を懲戒、懲戒委員会の人の懲戒、弁護士会の役員の懲戒という、1人でもって3百数十件やっているというような例もなきにしもあらずです。そういう人は大体綱紀審査会に出すというようなこともありますから、本当に不服、不満ということは、もう少し実質を見るとそんなに多くはないという感じもしないではないわけですが、いずれにしても私どもは、市民の方たちだけで構成するその結論というものには、十分尊重するという基本姿勢を持っております。

(高木委員)

この綱紀審査会の一定の議決は、単位会の綱紀委員会や懲戒委員会に来るのですか。

(藤井事務次長)

はい、単位会の懲戒委員会に来ます。四国のほうの案件でしたけれども、日弁連の綱紀審査会が、これは懲戒委員会で審査すべきだという形で、弁護士会の懲戒委員会で審査いたしました。

(高木委員)

これは今までの検察審査会の議決に拘束力がないことと同様ということではないですね。

(藤井事務次長)

そうですね。あれとほぼ同じ時期に綱紀審査会の議決の、拘束力という議論をしまして、拘束力があるという結論になりました。

(井手副議長)

清原委員、お願いします。

(清原委員)

前回欠席いたしましたので、議事録を読ませていただいたのですが、改めて確認させていただきますが、資料50-3で、弁護士への申立件数はのべ件数でしょうか。

(藤井事務次長)

これはのべ件数です。

(清原委員)

のべでよろしいですね。そうであれば安心したんですね。会員数に比して、弁護士への申立件数が多い弁護士会と、比較的少ないところがありますが、それにしても多いような気がいたしまして、やはり大変申立て件数に差があるというのは、本当に問題があるからそうなのか、それとも大変申立てしやすいというか、問題提起しやすいというか、そういう市民窓口の受付の雰囲気があってそうなのかというあたりは、ただ数だけを見せていただきますと、大変評価しづらいと思ひまして、むしろこういう定量的なデータではなくて、定性的にどういう傾向の申立てが多いかということを見させていただくというほうが有効なのかなと思ったんですね。

その場合、関連して2点目なんですが、私たちは、例えば市役所でやはりもちろん苦情とか相談とか、そういうものをお受けしているんですけど、職員に対するもの、あるいは市長に対するものもあるわけですが、大事なのはこういうことを受けさせていただいたときに、どういう対応をすることがその当該の相談者に対して適切だったか、あるいはその当該の弁護士さん、私たちだったら職員にとって、今後同種のもを起さないために役に立つかということだと思ひます。これは既にご議論されていると思うんですけど、やはり私としては、この懲戒や綱紀審査になる以前の段階で、深刻にならない前の取り組みをする大変いいスタートを切っていただいているのではないかと思ひました。特に、思いがけず振る舞ってしまったことが依頼者の方、あるいは相手方から反論を受けて、当該の弁護士さんも今まで普通にやっていたことがこんなことだったのかということではとされるという効果があると思ひます。新しく弁護士さんの数をふやそうとされているときには、できれば先輩たちが前例として経験されたことをあまり若い弁護士

さんにはこういう申立てのような形で経験していただかないように、未然に防ぐ研修の在り方とか、あるいは単純にマニュアルだとか、そういうものもお考えされていると思うんですけど、それが非常に有効ではないかなと思います。本当にささやかなことで弁護士さんが思いがけない人権侵害をされてしまっているということがあるとしたら、大変もったいないと思うことがありますので、未然に防ぐ対応をしていただければと思います。

それからもう1つ大事なものは、3点目ですが、ホームページの運用をされているのは大変有効だと思いつつながら、先ほどもお答えがありましたように、典型的な回答を書きまわさざるを得ないということでしたが、それに当てはまらない場合には、ケースが多くてなかなか一概にはとおっしゃったのですが、そうであれば幾つかのケース、アンサーとしても一通りではなくて、お答えいただいて、窓口で対応されて、大変効果があったようなものは累積されていくという手法もあるのではないかと思います。紋切り型に、1つの質問に1つの答えということにならないのであれば、もう少し複数載せていただいて、何か当てはまるものがあれば安心される方もいらっしゃるのではないかと思います。ホームページの使い方については、門前払い的というか、あるいは形式的なイメージになるのではなく、むしろ開かれた弁護士会のための窓のように思いますので、ぜひ柔軟に対応していただいて、弁護士の皆さんが妙な誤解を受けないような、いい意味での予防もしていただきたいという感想を持ちました。

(梶谷会長)

そうですね。Q8を見ると、ちょっと素っ気ないですね。

(柳瀬副会長)

相談は1人の弁護士が電話、あるいは直接の面接に来られて受けるのですが、それらを全部まとめて統計しておりますし、相談の中身も全部必ず担当者が書き留めて記録に残しております。それを2か月に1回の市民窓口委員会というのに上げまして、そこで分析して、どういう苦情が多いのか。そして、それに対してはどのような答え方が一番市民に納得していただけるのかというような分析の会を開いております。そしてそれを相談員にさらにフィードバックしたり、あるいは倫理研修等に利用する、こういう形でやっております。

それで、報酬の問題も先ほど報酬基準が廃止されたというんですが、電話かけてくださる方は、報酬基準が廃止されたのでよく弁護士とご相談下さいという答えでは納得しないんですね。電話をかけているあなたはどう思いますかと、こうくるわけですね。これが相談員一人ひとりの悩みで、それも市民窓口委員会に諮りまして、じゃあどういう言い方をしようか。例えば今までの基準はこうでしたから、それを踏襲される先生が多いのではないかと最初に答えていましたし、その後は、できるだけ私はこう思うけれど、よく相談するなりしてくださいとかというような、ちょっとマニュアルの詳細なものは覚えておりませんが、そういう形でマニュアルをつくって、できるだけ統一的な形でわかりやすく回答するような方法をとっているというのが実態でございます。

それからもう1つは、1人の弁護士に対する苦情が数人の依頼者から集中する。同じ傾向の問題、苦情があるという場合は、あまりひどい場合には、役員が直接その弁護士を調査する、出か

けていって調査をするというようなこともやっておりますし、それからさらに綱紀委員会に申立てということもやっております。こういう状況でございますので、できるだけ苦情をなくするような方法で努力をするし、回答もできるだけみんなで協議しながら、1人の弁護士の、あまり個人的な見解ではなくて、わかりやすいものをどうやってつくっていくかということを検討しながらやっているということで、それをホームページにどこまで具体的に書くかというのは、本当に難しいので、ホームページを読んでこれではわからないからといって電話をかけていただくというのが、本来の苦情窓口の在り方かなと思っておりますので、一言だけ弁解させていただきます。

(井手副議長)

でも、ある程度わからないと困りますね。

(柳瀬副会長)

そうですね。

(井手副議長)

しかも、説明を求めて差し支えありませんという、一般社会では使わない言葉ですね。

(柳瀬副会長)

よく注意しておきます。

(井手副議長)

土屋委員、どうぞ。

(土屋委員)

報酬基準のことなんですが、ちょっと私の要望みたいなのがありますので、お願いしておきたいことがあります。実は報酬基準がなくなって、それでアンケート調査やっていらっしゃるんですよね。そのアンケート調査にからんでのお願いなんですけれど、アンケートの回収率が非常に低いんですね。会員の皆さん、ある弁護士会は1桁という回答があったりして愕然としたんですけれど、その1桁の数字でもって、その数字が弁護士さんの標準的な報酬感覚を表現していると言えるかどうか。それだけの説得力があるかどうかということになると、おそろくないということになると、私は思うんです。現実的にアンケートをとって、それがカルテルではないけれども、妥当な弁護士報酬の相場感覚を表したものだというふうに皆さんが認めて、心理的な拘束力と言ったらいいんですけれど、そういうものを持つくらいのもになってほしいと、私は個人的には願っているんです。そうしますと、そういう力が働くためには、一定の回収率がないとまずいんですね。やっていますというだけではすまない。それでぜひ回答率を上げる努力をしていただきたい。少なくとも会員の半数以上はアンケートに応じると。これが過半数の回答を踏まえた弁護士の標準的な報酬感覚なんですという形で出せるようにしていただきたいと思います。

実は、そこから先が問題なんですけれども、ではそうするためにはどうしたらいいのかということですね。回収率を上げるために呼びかければそれで済むのだろうか。あまり強制力を使うようなことというのは望ましくはないとは思いますが、世の中でよくやられているのは、回答率のよかったところには会長の表彰状を出すとかやっていますね。そんなことでもいいのかもしれないんですけれど、もうちょっと拘束力を持たせるのであれば、現実的にアンケートの作成

と回収にかかった経費の分担率を、例えば、回収率が悪かった弁護士会は高くするとか。そのように現実的に応じないと自分たちも困るんだよというような結果を出すような、そんなようないろんな方策を考えていただいて、何とか回収率を上げるようにしていただきたいと思います。

(梶谷会長)

おっしゃるとおりで、実は、昨年の正副会長会で、私は強く申し上げたのは、アンケート、意見照会というのが少し多すぎるということと、それから1つのアンケートが議題がたくさんありすぎる。10ページ程度あると、3ページも書くといやになってしまうということで、そこら辺をきちんと、1年に幾つアンケートをするのかということと、それから統計的に見て、おっしゃるとおり、1桁ではほとんど意味がないわけですね。ですから、そのためには全員をアンケート対象にするということではなくて、例えば公害の認定で前やったことは、何百名以上ということでアトラダムにして選定して、その中で70%、80%という形にすると。全弁護士2万1000名を対象にするのではなく、恣意的にやってはいけませんので、ある一定の方法によって例えば300人、500人、1000人と選んで、そのかわり回収率はおっしゃるように50%でも足りないかもしれません。70%ぐらいを目標に追跡をしてやっていくというような形をしなければいけないのではないかとということも、議論はしておりますけれど、まだ実現に至っておられないわけですが、そういうことはぜひ行っていきたいと思っております。

(生田広報室室長)

報酬部会のほうで、そのアンケートのとり方を今回検討しております、広報のほうもからんで、PR会社のアドバイス受けながらアンケートのとり方を工夫しました。今回4000サンプルで逆に回収率を上げると。それで単位会によっては、とりあえずは28名しか会員数はいませんから、そういうところはたくさん、10なら10、20なら20というサンプルでとった上で、その上で人数によってまた偏差が出ますから、それを統計的に処理した上で最終的な報酬の目安をとれるようにしようじゃないかということで、今その方向で検討しているということです、個人的には今回の報酬アンケートの結果非常に期待できるのではないかと考えています。またご報告できるかと思えます。

(中川委員)

1つは、本当にくだらない質問なんですけれど、資料50-3を拝見していると、清原委員がおっしゃられたように数字だけ見えていますと、なんかものすごい数だと思うんですが、これはしかし結果的に納得されているものもたくさんあるわけでしょう。その話し合いの結果だと。だから本当の意味での苦情というものがどの程度あるかというのはまた別の話なので、この表が外へ出ますと、なんか弁護士さんっていっぱい苦情を受けるという印象がありますから、それはちょっと取扱注意されたほうがいいのかという感じがしますね。大阪の数字についてですが、関西の人というのは、弁護士さんもクライアントも行儀悪い人が多いですから、どうしてもこういうふうになるのかと思うんですけれど、それにしてもちょっと大阪というのは、もう少し中身の問題もあるんじゃないかと思えます。これは日弁連の問題なのかもしれませんが、土地柄というものもありますから、そんなもの考慮したらこれでいいんだということになるのかもしれない

ですけれど、ちょっと突出していますね。

報酬の問題なんですけれど、これ私ども、法曹制度検討会の委員として、藤井さんと一緒に議論したことがありますけれど、私は反対だったんですけれど、報酬基準をなくすというのは、といいますのは、やっぱり日本の風土というものを考えますと、一生に1回か2回しか相談をしない弁護士さんに対して、幾らぐらいの報酬を支払えばいいのかと、これは知識も何も無いのに無理ですよ。しかも契約を一応取り交わすとか、そういうことになると、ますます信用してしまうんですね。本当に客観的に考えたらどうなのか。これは一般国民の方からすると、極めて難しいことだろうと私は思ったものですから、それは独禁法違反の問題があるとはいえ、ちょっとそれ全部なくしちゃって、アンケートベースですというものは、ますますこれでは市民としては困るのではないかというふうに思いまして反対をしたんです。結果的には賛成したことになるっちゃったわけですからね。

意見としてはそんなことを言ったんですが、その過程で1つ思いましたのは、これは前の前の会長にも僕申し上げたんですが、独禁法の違反にならなければいいんじゃないですかと。ならないためにどうしたらいいかと言えば、それは日弁連が自分で規程をつくるからそうなるかもしれないけれど、これ第三者がつくれればどうなるんですかと。第三者というとういうものがあるか知りませんが、第三者が適正価格みたいなものをある一定のレンジを設けて考えてみたらいいと思うんです。それをベースにクライアントが判断するという方法もあるのではないかと。

医療の場合はご存じのように、内容によって医療費というのは決まっています。あれも基本的にはサービス業ですよ。弁護士さんもそうなんです。ある程度法律問題というのが、ある程度形式化といいますか、例えば離婚は幾らであるとか、立ち退きは幾らであるとか、交通事故はどうだとかこうだとかある程度そういう類型化できるということを考えますと、そんなに難しい話でもないのではないかと思います。もっとも、日本弁護士連合会がそんなのいやだと、第三者がこんなものを決めるのはわからないからいやだと、そしたらおしまいですが、しかし、類型化できる法律サービスについて、どれぐらいの人的な労力がかかるのか、コストがかかるのか、そういうことを少し科学的に分析をして、最低これぐらいはかかるだろうとか、最高これぐらいかなというものは、第三者でもできるだろうと。それは弁護士さんのほうもある程度納得できるのではないかと思います。そうしますと、それは独禁法からははずれてしまって、1つの基準になるのではないかということをお願いしたんです。そのうちどっかに消えてしまって、それはいいアイデアですなというだけで消えてしまいましたけれども、これは報酬の問題というのはかなり大きいです。今後弁護士さんがどんどんふえて、しかも事件が複雑化していきますと、やっぱり何かないと大変にクライアント側は困ると思いますから、前言ったようなことだけじゃなくて、ほかにもいろいろあると思いますけれども、ちょっとやっぱり何かわかりやすい基準をつくるという方向をご検討いただいたらどうかなと思います。

(梶谷会長)

ありがとうございました。第三者だけがつくるという発想は、私ほとんどありませんでしたが、弁護士が関与しない形でというアイデアにつきましては検討させていただきます。

(井手副議長)

この市民窓口というのが、報酬も含めて弁護士会がこうした意見を吸い上げる重要な窓口であるということは、論を俟たないのだろうと思います。そうすると、そこでの情報提供のやり方によっては、非常に満足度も上がっていきましようし、また、そこは清原委員おっしゃったように、うまく対応できていないと逆の効果にもつながってしまうと思います。この関係で委員会として意見としてまとめたいと思っております。この中で出てきた情報の提供の仕方、幾つかの提携例を提供して、これはホームページであり、あるいはまた相談窓口での対応の仕方でもあるんでしょうけれども、こうした中身について少し我々のほうでまとめて、要望書という形でまとめるのも1つの手かなと思います。

それと、あと個人的には、この窓口の存在をぜひクライアントになった人には、契約結ぶ際に必ず窓口の存在を知らしめていただきたいと思います。チラシ1枚でもいいと思います。もし、弁護士さんとの対応に不満がありましたら、ここにお電話くださいというような、先ほど宮本議長がおっしゃったような情報提供だけは必ずやっていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

(毛利委員)

ホームページの文言についてちょっと申し上げます。日弁連についても第二東京弁護士会についても僕のような人間にとっては、懲戒という中身は全く読んでも全然わからないんですね。果たしてだれが、どこで、どんなふうにその弁護士さんを叱るのか、全然わからない。書いてないと、だれかが訪ねて行って、ペーパーを1つ渡したのが懲戒なのか、それとも弁護士会の会長さんに呼ばれて、そこで本当に怒鳴られるのか、その辺のことがちゃんと書いていないと、この懲戒の意味が全然外の人間には見えないんですね。もしかして疑おうと思えば形式なのかなと思わないでもない。

それから、懲戒される場合の例は、やっぱり漏れなく書いてあるべきだろうと思います。そうしないと、例えば懲戒請求するときに、その例を見れば、これはどうも違うらしいとか、これは当てはまるとか、苦情言う人がわかると思いますので、例えば行きつけの飲み屋で暴れたら懲戒になるのか、ならないのかとか、そういうことはやっぱりある程度懲戒の意味をわかるためにも、例というのはきちんと示されていないと、非常に不親切だなと、懲戒という怖そうな名前だけで誤魔化されているような気がしてしまうと思います。弁護士さんにとって懲戒制度は本当に怖いのですか。

(藤井事務次長)

怖いと思いますよ。

(毛利委員)

その意味がいまひとつ伝わってきません。

(梶谷会長)

確かに、これ見ますと難しいと思います。先ほど高木委員がご指摘された「(何々を除く)」って、一体これは何を除くのかというのは、一般の人にとってはおそらく簡単には理解はできない

ですね。裁判員制度のために分かりやすい用語という前に、まず弁護士会がこういった文書のものについては、わかりやすくしたいと思います。

(宮本議長)

この第1の議題は、こちらのほうでやっぱりまとめて、日弁連に要望書みたいな形を出したいと思いますので、次回までにまたドラフトを書いて皆様にメールでお出しします。

(3) 議題2 法廷での被告人の処遇に関する要望書(案)について

(宮本議長)

それでは第2の法廷における被告人の地位に関する要望書、皆さん、読んでいただけたと思いますが、これを要望書として出すことをご承認いただけますでしょうか。

(毛利委員)

賛成です。

(宮本議長)

それで今1点、山本事務次長から疑問点が出されたのですが、このタイトルの地位、被告人の地位という、その地位という文言は適切かどうか、と言われると、地位でいいんでしょうか。よろしゅうございますか。最初は服装となっていましたけれど。

(毛利委員)

英語だと何になるんですか。ポジションですか。

(ダニエル・フット委員)

そうですね。

(毛利委員)

物理的な場所も示されているんですね。

(井手副議長)

ちょっと服装にとどまらなくなりましたので。

(宮本議長)

地位にするということになったんですが、言われてみれば、もっと適切な用語はありませんか。

(毛利委員)

尊厳ではいかがでしょうか。尊厳というと強すぎるでしょうか。

(梶谷会長)

処遇というような感じでしょうか。処遇という言葉はちょっと堅いかなという感じもしますけれど。

(中川委員)

取り扱いはどうでしょう、荷物みたいですけど。

(片山委員)

扱いなんでしょうね。

(宮本議長)

どうですか。扱いと地位と。

(井手副議長)

堅いですけど、処遇というのは確かに適切な用語かと思います。

(宮本議長)

では処遇はいかがですか。

(清原委員)

処遇がいいかもしれませんね。

(宮本議長)

処遇がいいですかね。では処遇にして、このまま案をとってお出しすることにします。

(4) 議題3 弁護士任官の推進について

(宮本議長)

では、第3の議題を始めさせていただきます。弁護士経験を積んだ人が裁判官になるという弁護士任官制度の現況とその推進策について、井手副議長からプレゼンテーションをしていただきます。

(井手副議長)

主見出しでいけば、新聞の、「もっと裁判官に弁護士を」、脇見出しとしては、「裁判所に市民の感覚を反映させるために」ということで、このテーマを出させていただきました。

いわゆる日弁連が法曹一元ということを繰り返し訴えてこられたわけですが、なかなか現状としてはうまくいっていないのではないかという認識を持っております。日弁連は、91年に法務省、最高裁との間でこの弁護士任官の仕組みをつくりまして、92年からずっと実施しておられます。これは非常に大きな期待を寄せられてスタートしたんですけども、10年あまりをすぎましたけれども、期待したほどには任官者ふえてはいない。04年版の白書を見せていただきますと、この間合計64人とどまっておられる。もう退職しておられる方もいらっしゃいますから、実数としてはもっと減ると思いますけれども、こうした状況を見ますと、裁判員制度が今度導入されることになって、刑事裁判には直接市民が参加する道が開かれました。しかしながら、民事裁判等では、まだ裁判官だけの裁判が続くということになります。それだけに市民感覚を反映させるためのこの弁護士任官の重要性というのは、ますます高まっていくと考えております。今、10年あまりやっとうまくいかないというのであれば、なぜそこがうまくいかないのか。あるいは改善するにはどうしたらいいのかということについて、この市民会議で議論して、ぜひ司法に市民の感覚、開かれた裁判所の実現に役立つ活性化策をぜひ探っていければと思って提案させていただきました。よろしく願いいたします。

(宮本議長)

日弁連に弁護士任官等推進センターというところがありまして、その副委員長をしていらっ

しゃる中村雅人弁護士です。どうぞ。

(中村弁護士任官等推進センター副委員長)

こういう市民の皆さんの中で弁護士任官のことを考えてくださるといのは、多分歴史始まってきょうがはじめてじゃないかと思うくらい、これは非常に地味な活動でして、弁護士会の中でも非常に人気がないと言っははいけませんけれども地味なところとして、そのかわり非常にしんどい。全国を回って任官候補者を探し出すという大変な労力と会費の消費を感じながらやっているのですが、その割には成果が上がっていないのが現状ですけれども、いっぱい種は蒔いて、芽は出始めつつはあるんです。私たち弁護士だけでこういう問題をずっと考えていましたけれど、今回、任官推進のビデオをつくらうということで今制作の最中でして、そこで最高裁も相当の協力をしてくれています。それから、市民の皆さんがまた弁護士任官について、こういう場で考えてくださるといのがどんどん拡がってきて、私たち今まで自分たちだけで悩んでいたのが、だんだん皆さんの協力が得られるという空気が出てきて、大変喜んでおります。

そういう中でいんなお知恵を拝借できればいいと思っておりますが、とりあえずは現状どんな苦勞しているのかということなんですが、日弁連では、今井手副議長のプレゼンにあったように、1991年の最高裁との合意以来、一応は弁護士任官制度というものをやって、日弁連を経由して最高裁に任官者の推薦をしていくということは、ここ十数年続けているんですけれども、この91年のときには、まずそのギアをローを入れたという段階だったのですが、2001年の6月の司法制度改革審議会意見書の中で、この弁護士任官を裁判官の給源の多様化、多元化ということで明確に位置づけていただきました。ここはじめて市民の皆さんの意見を入れた審議会意見ということで任官問題が取り上げられ、ここで私はセカンドギアにギアチェンジしたと思っています。これを受けてこの意見書は、最高裁と日弁連でちゃんと協議をして、どうやったら進みやすくなるのか、制度の構築ももうちょっとしっかりと協議しなさいというご意見だったので、それを受けて最高裁と日弁連が協議をして、同年の12月には協議とりまとめというものをまとめました。ここで弁護士任官ルールの明確化が行われて、薦める側も受け入れる側も共通の物差しではかれるようになったという段階に来ました。せっかく物差しができたんだから、私たちはこれはどんどん出さなければいけないということで、2002年の11月に第19回の司法シンポで、市民の目線で判断できる優秀な裁判官を大量に準備しましたということでやろうということで1年間取り組み、シンポの当日には中川委員にもパネリストをお願いしまして、最高裁も総務局長が日弁連のシンポにはじめて登場したというような歴史的一幕を迎えて、この年は1年間の取り組みにかなり力を入れまして盛り上がりまして、グラフにあったようにちょっとここで任官者がふえました。

その後、翌年の春に、下級裁判所裁判官指名諮問委員会という新たな制度ができて、ここにも市民の意見が反映してくるようになりました。その中で採用されない方が出たりして、ちょっと萎縮効果も一時出ましたけれども、また2003年、今年はまだ5人ぐらいですが、この先続く人はある程度おります。それから、今はまだ弁護士としては3、4年目とか1、2年目けれども、将来任官をするという予定でいわゆる公設事務所に入ったり、過疎地の公設事務所へ派

遣されたりしています。戻ってきて10年前後のところで任官しようという方が、今若い人の中に2桁ぐらいの数字は準備しております。ですから、そういう人たちが実際に10年経つあと数年後には、ある程度まとまった数が常時出るようになると思うんです。厳しいのはやっぱりここ2、3年のことだろうと思っております。

日弁連では、この司法シンポの取り組みを経て2002年の秋に、弁護士任官等推進センターというものをつくって、このレジュメに書いたような6部会で取り組みをしております。この中での成果、活動状況もレジュメに書いておきましたけれども、全国を回って各それぞれのブロックの方たちと直接話をするわけですが、こういうブロック大会の目玉は、何と言っても弁護士任官を経験した人の話、生の体験を聞いてもらうこと、これがやっぱりすごい刺激になるんですね。今まで任官された方で、先輩の弁護士任官者の話を聞いて自分も決意したという人はたくさんおります。ですから、できるだけ弁護士任官の先輩たちを引っ張り出して、全国に話をしに行ってもらっているわけです。きょうお配りした資料の63とか64がそういう人たちの記事です。水野邦夫さんというのは、元日弁連の事務次長をやった方なんですが、50歳にして任官を志されて、新たなライフスタイルを築いておられて、東京地裁の部総括判事という部長の役職まで担当されまして、大変いい判決も書いておられます。一番下のほうにちょっと書いておきましたけれども、例えばサラ金に利息制限法を超えたお金をずっと払っていた人が、過払い金の返還請求をするときに、遅延損害金を付けてもらえるかどうかという1つのメルクマールとして、サラ金側が悪意であったかどうかというポイントがあるんですが、その悪意とみなすレベルをずっとさかのぼって、できるだけ多く債務者に返還できるような判断を水野さんが書いた判決があります。なかなか頑張っておられて、私たち弁護士から見ると、非常に私たちの感覚とぴったりするような判決を水野さんたちが書いておられます。ほかの裁判官もそうなんです。北澤さんのインタビューにありますように、裁判所に入ってから一層明るく元気になられたと。だから裁判所全体もやっぱり明るくなっていると。最近の任官者は非常にイメージがいいんですね。裁判所の内部でも歓迎されている存在に今なっておられるようです。そういう人たちをあちこちのグループに連れ出しては話をしてもらおうということを、私たちは継続して1年間何回もやっています。

それから、非常勤裁判官という制度が今年の1月からスタートしまして、これも私たちの中心的なテーマとしては、調停という制度を市民感覚を持った弁護士が主宰するということで、市民の納得のいく調停ができるだろうという視点を非常に重視しておりますが、最高裁の受け入れが非常勤で裁判所の中を経験してもらおうと、週に1回じゃなくて毎日来てみたいと思う人が出てくるのではないかとこの畷もはめられておまして、ここが通常任官への1つのステップになるのではないかとこの位置づけもされております。現在、もう2期生まできて、今年の秋に3期生が採用され90人ぐらいになりますけれども、もうあと1期で120人ぐらいの規模で全国の任期2年で交代して回していこうというのが、最高裁の希望ですが、その120人の中から何人かは通常任官に行くという人が出てくるはずです。現に、現在非常勤やっているけれども、将来通常任官をすると言っておられる方もおります。

それから、定期総会等での決議は去年もやりましたように今までもしばしば決議をあげている

んですけれども、あげたからふえたということは今までは経験がないのですが、まあまあそれなりに各単位会での決意というものを一層強めたという効果はある。

そういう中で、さっき申し上げた、では弁護士任官というのはなぜ難しいのかということですが、そこは本当は我々の内部では、一番議論して悩んでいるところなんです、ちょっと比喩的に「古来弁護士は農耕民族」であったと。「今、遊牧民族への転換始動期」として書きましたが、やっぱり自分の事務所を構えて、その周辺のお客をつかんで顧問契約をしたり、仲良しになって依頼者になってもらったりということで、その地域に根ざしてしまっただけで動こうとしないというのが弁護士です。ですから、あなたはその依頼者たち、顧問先を断ち切って裁判官になってくださいと言っても、まずなれない、ならない、そういう人たちがばかりなんです、弁護士というのは。

でも、今は先ほど言いました公設事務所に入る若い人たちは、弁護士会がつくった公設事務所に、2年とか4年とかという任期を定めて勤めるわけですから、そこで一生懸命になって顧問をいっぱいふやそうとか、そういうことはあまり考えなくていいんですね。だけでもそういう過疎地などでは結構いろんな仕事に来て、まあまあ今は皆さんあまり赤字を出さなくて、過疎地で非常によく頑張っておられます。そういう人たちは任期が終わったらまたほかのところへ行くとか、都市型公設事務所に戻ってくるとか、そういうものを経て任官をするわけですが、これはだからしづみがないので任官しやすい。今の若い過疎地へ行っている人たちを見てみると、非常に日本列島を広く使って弁護士活動をしているなという感じがするんですね。今までどうしても我々は1か所に、虎ノ門に事務所を構えたらその周辺でやっていたわけですが、今の若い人たちは、かなり遊牧民化しつつあると。だけど逆に言うと、このことにより、裁判所という別の世界へ、遊牧に行くにも非常に便利であるという効果があると思います。これは将来的にそうになっていくと思いますが、今すぐ任官してほしい10年前後の人たちというのは、なかなかまだ遊牧民化していません、ぱっちり根っこを張っている方たちが多いわけですね。

やはりそういう弁護士にとって任官しにくい条件というのはいっぱいあります。弁護士会が今東京をはじめ大阪、岡山等に都市型公設事務所をつくったのは、もともとは東京弁護士会が任官推進事務所として位置づけてまず立ち上げたんですね。任官がなかなか進まないのは、もっと環境づくりをしないと、一人ひとり一本釣りして、おまえ行けと言ってもなかなか行かないだろうと。だから行きやすい環境づくりをしないといけないということで当初立ち上げたのが、今池袋にあります東京パブリック法律事務所です。先ほど言ったように、若い人たちが、そこから過疎地へ飛んでいって戻ってきて任官するというコースを今歩き出しております。こういう事務所が東京で、今東弁では3つ、一弁、二弁各1つ、大阪に2つ、岡山に1つというふうにふえてきておまして、今後また横浜とか名古屋とか札幌等にも類似の都市型公設ができるだろうと思われております。こういうのがどんどんできていくことで、先ほど言いましたように、遊牧民化した若い弁護士をいっぱい養成していけるということだろうと思います。ですから、将来的な期待はしていただいていいと思います。

現在のところは先ほど言ったように、もともと弁護士でやっていこうと思って弁護士になった

人たちを、ライフスタイルを切り替えさせるためにはどうしたらいいかということに一生懸命になっておりまして、きょうはたまたま水野さんと北澤さんの例を述べましたけれども、いろんな方をインタビューしたり喋ってもらった資料集をいっぱいつくっておりまして、いずれそういうものをまとめて本にでもしなければいけないなと思いますし、それから古く任官された、今はもう退官されている田川先生なんかもご自分で本を書いているんですね。自分の体験を書かれている。田川先生の本を読んで任官を決意したという人も何人かいます。そういうグッズもどんどんふやしていかなければいけないなと考えております。

あともう1つ、市民の皆さんにとっての弁護士任官というのは、どういう意味があるかと、この視点が実はあまり議論されていません。ぜひ、この市民会議の場でこういう点を議論していただきたいと思っております。先ほどちょっと頭出し程度にご紹介しましたが、私が、ギアチェンジしてセカンドに入れてからの、資料65の1ページ目のレジюмеで言うと太字にした3以下の時代に任官された人たちというのは、非常に皆さん明るく積極的で、弁護士会の要請にもとことん応じていただいて、いろんな会議に積極的に出てこられます。弁護士任官等推進センターが1日ばかりで会議でやっていると、隣の裁判所から昼休みだけひょこっと顔を出して一緒にお弁当食べている任官者なんかもおるぐらいでして、非常にいろんな機会に交流して話ができて、我々も裁判所の状況がわかるし、裁判官たちも非常に皆明るく元気にやっておられます。そういう先輩たちを見ていると、次に入る若い人たちもすごく今喋らせるとおもしろい人たちばかりでして、ぜひまたそういう機会があったら、皆さんにも参加していただきたいと思っております。

我々と接するときそうであるだけではなくて、実際に裁判所の中でも訴訟当事者とのやりとりを非常に明るく元気にやっておられるようです。私はなかなか弁護士任官者の裁判に当たったことはないんですけど、非常に皆さん評判がよろしいです。弁護士にもざっくばらんにものを書いて、あなた、これは提訴するよりも、何とか仲裁センターに行ったほうがよかったですのではないかなど言って、裁判所にせっかくお客さんが来ているのに、そのお客さんにほかのところへ行った方がよいというような指導まで任官者はしているらしいんですけども、弁護士経験があればこそ、いろんな多様な解決のメニューを体験していて、この紛争にふさわしいメニューはどれかということもわかる。裁判官だけやっている人とやっぱりちょっと違うだろうと思います。

それから、当事者にとってもやっぱり納得できる解決というものが、弁護士経験を経ていることで結構生かされていると思います。判決文見ても非常に感じるんですね。負けたほうも勝ったほうも一応納得してしまうというようなケースはなかなかキャリアの人は真似できないんじゃないかと思うんですが、負けたほうも不満はあまり残さず、言われてみれば仕方ないかなと思うような判決理由の書き方をされております。この水野さんの論文をご覧になるとわかるんですが、この人前置きが非常に長いんですね。本論が2ページ目の右側からようやく始まってくるんですね。実は水野さんの判決もこのスタイルでして、最初に前置きの一般論的なものが非常に長くて、私たちはそこを読むのが大好きなんですけれども、法学的にもおもしろいことを書いて、それから本論の判断に入られるんですね。なかなか今までの裁判官にはないスタイルです。

それと判決の中身もさっき1つ言ったように、サラ金問題の水野さんの判決もそうなんですけ

れども、フランチャイズでよく加盟店の方が本部に対して、そんな話聞いていなかったと、もっと売れると言ったのに、全然売れないではないかというフランチャイズの方の苦情というのは、結構裁判になっているのですが、実はやっぱり本部がまず契約書とかマニュアルをつくる段階で細かくきっちり書かれていて、なかなか不平・不満を実際の勝訴に結びつけられないという事件が多いんですけれども、坂口公一さんという第二東京弁護士会から任官された方が、コロちゃんのコロッケ屋チェーンというお店がフランチャイズであるんですけれど、その事件で見事に説明義務違反というのを認めて、本部を負かせて加盟店側の言うことを採用したという、私たち消費者とか市民のサイドでよく裁判をやる弁護士からすると、やっとまともな判決が出たかと思うような、我々にとっては非常に理解しやすい、納得しやすい判決なんですね。そういうのが任官者の手によってできるようになったということです。

それから3つ目に書いてある自動車の欠陥PL訴訟。車の欠陥の裁判は幾つもあるのですが、日本で被害者側が勝ってメーカー側が負けた事件というのは2つか3つぐらいしか、ここ数十年の間になんていんですね。欠陥車の裁判というのは非常に難しいんです。それを一昨年でしたか、弁護士任官者の沢井さんが入った合議体で、ベンツの欠陥を認めて、メルセデス社に損害賠償を認めた判決が出ております。宮本議長もよくご存じだと思うんですけれど、非常にそういう意味では画期的なんでしょうけれども、やっとまともになってきたかなという感じを受ける事件です。

だから、市民にとっても、やっと自分たちの感覚にマッチした判決が出るようになったという部分は確かにあります。市民的な事件と言えるかどうかわかりませんが、日本プロ野球選手会のストライキの仮処分の判断なんか、弁護士任官者が合議体の一人に絡んでおりまして、納得のできる、古田選手が喜ぶような判決が出ておりますし、ある代議士の娘の週刊文春発行差し止めの事件の控訴審も、やはり弁護士任官者が一人入られた合議体で判断されております。これはあまり市民的と言えるのかどうかわかりません。でも、市民の名誉に関わる判断でしょうから、有益だと思えます。

そういうところに実はあまり伝わっていないようなんですけれども、弁護士任官のいい面が出てきているということだと思います。ただ、何分にもまだまだ人数が少ないです。先ほど言われたように、実働は50人までいきません。かなり皆さん定年でお辞めになった方もいらっしゃるの、それから再任の機会にお辞めになる方もいらっしゃいます。そんなに実働はいませんが、いい判決が出てきております。こういうところをもう少し私たちも宣伝して、市民の皆さんのバックアップというか応援を得て、この任官推進運動を進められたら、一層追い風が吹いて進むのかなという気も最近しておりますので、ちょっとご紹介しておきました。

(宮本議長)

ありがとうございました。

(梶谷会長)

一言補充ですけれど、さっき札幌がまだというような話ですけれど、北海道の4つの弁護士会の会員がお金を出し合いまして、「すずらん基金」をつくり、その基金で札幌にすずらん法律事務所をつくりました。おそらく言われなかったのは、普通はボスがいて、そしてあと若い人たちを

育てるといふことなんですけれど、札幌の場合には、若い人だけというところでちょっと違う形態だということですよ。

(宮本議長)

どうもご説明ありがとうございました。今のご説明である程度実情はおわかりになったと思います。それではご質問がある方がいらっしゃれば、どうぞ。

(片山委員)

私はこの任官制度というのを実は知らなかったんです。でも、伺って非常にいいことだと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。といいますのは、裁判官としての人生を全うされる人というのは、公務員なんです。公務員の世界というのは、一種独特のカルチャーがありまして、さっき農耕民族と遊牧民族と言われましたけれど、私が見ていますと、むしろ弁護士の皆さんのような方のほうが遊牧的ではないかと思うんです。ある種のリスクを抱えてやっておられるわけですよ。公務員はリスクがないわけですよ。農耕民族といっても、どっちかというところではホルホーズの農民です。つまり、違ったカルチャーを持った人がどんどん入ったほうがいいと思うんですよ。一番違うのは、皆さん、例えば弁護士開業されるときに事務所を持たれると、ある種の投資をしますよね。お客が来るかなという不安があると思うんです。医者もそうですけれど、最初来ないですよ。だんだんお客がついてきます。だけど、その最初のところってすごく重要だと思うんです。顧客を大切にします。実は政治も、私も公務員をずっとやっていてホルホーズだったんですけど、選挙に出るときはすごく不安になるんです。やっぱり人生を賭けるわけですよ。だから本当に当選するんだろうかと思ったり。そのときにすごくクライアントがやっぱり重要になるんです。そこを原点にして出た人と、ずっとホルホーズにいる人とは違うんです。

そういう意味で、私はいろんな経験を積んだ人が入ってくるのはいいことだと思うんです。私は、今弁護士の方、それから裁判官も付き合っていますが、やっぱり全然違います。その違いは判決にも表れています。特に感じますのは、私が言うのも変なんですけれど、行政が関わる場合、例えば役所を被告にする場合、行政事件訴訟にしても、民事にしてもそうなんですけれど、やっぱり裁判官の皆さんにある種の固定観念があって、公定力だとか、最初から役所のほうが正しいということを前提にしたような固定観念があるんです。ところが、その役所を相手に弁護をやられた、在野でやられた方は、だいぶ違う感覚があるんです。その違う感覚は、私は行政事件訴訟等にもうちょっと反映されなければいけないと思うんです。役所もイーブンなプレーヤーとして、市民社会の中のイーブンなプレーヤーとして扱われるような、そういう感覚がやっぱり弁護士さんだけでなく、裁判官のほうにもそれが無いといけないと思うんです。それをするにも、弁護士から裁判官になった人の数が増えれば、娑婆の感覚が裁判所の中に注入されるというのは、やっぱりいいと思うんです。もし何か障害になることで、例えば自治体とか、何かお手伝いできるようなことがあるなら、おっしゃっていただければいいと思いますので、ぜひ進めてください。

(宮本議長)

このテーマを提案なさったのは、やっぱり何か任官制度に問題があるんじゃないかと。ここに

中村先生が書いていらっしゃるルールの明確化というところも、私たち疑問がありますので、ぜひ次回、もう一度お越しいただきたいと思います。ということで、この件も継続にしたいと思います。

(5) 次回のテーマと日程

(宮本議長)

それでは、本日は一応テーマは全部終わったということになります。次回は、このテーマと、それからまた先ほど報酬制度の問題もおっしゃってましたし、それから裁判員制度のPRをどうするか、どうしてほしいか。市民会議としての意見もあろうかと思えます。そういうテーマについては、またこちらのほうで考えさせていただきたいと思います。次回の開催日はいかがいたしましょうか。

(山本事務次長)

なかなか皆さん全員が出席できるという日がございまして、一番多い人数が出席していただける日ということで、7月26日の火曜日の午後2時から4時ということでお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(宮本議長)

中村先生、どうですか。

(中村弁護士任官等推進センター副委員長)

はい。大丈夫です。

(宮本議長)

では、そういうことで決めさせていただきます。それでは時間になりましたので、本日の市民会議はこれで終わらせていただきたいと思います。どうもご苦労様でした。(了)